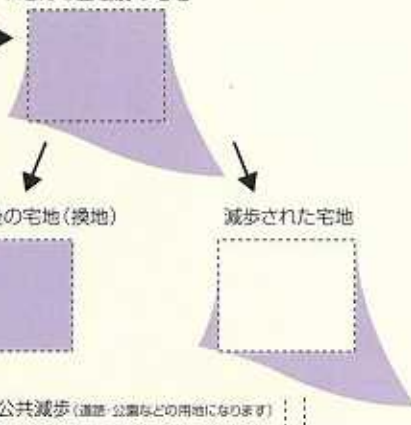


## ●整理前

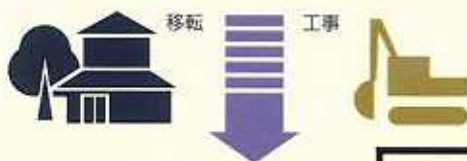


Aさんの整理前の宅地



①Aさんの整理後の宅地(換地)

減歩された宅地



## ●整理後



②公共減歩 (道路・公園などの用地にもります)

③保留地減歩

家屋移転  
補償費

道路・公園など  
の整備費、宅地  
の整備費等

(事業費)  
県費、市費  
国庫補助金  
保留地処分金  
公共施設管理  
者負担金  
賦課金その他

売却(事業費の一部に充てます)

- ①換地：整理後の個々の宅地は、整理前の土地の位置、地種、環境、利用状況などに応じて適正に定めます。土地にある所有権、地上権、賃借権などは、相応の権利分が換地上に定められます。
- ②公共減歩：地区内に新たに必要となる道路・公園などの用地は、地区内の土地所有者が少しずつ出します。
- ③保留地減歩：事業費の一部をまかなうため、売却する土地を地区内の土地所有者が少しずつ出します。

## 区画整理の施行者

区画整理は地区の状況によって、次のような組織で行われます。

### 施行者

#### 個人

土地所有者または借地権者が、その土地について一人で、または数人共同して施行します。

#### 土地区画整理組合

土地所有者または借地権者が、7名以上で土地区画整理組合を設立して施行します。

#### 地方公共団体

都道府県、市町村が行います。都市計画で施行区域と定められた区域内において、都市計画事業として施行します。

#### 行政庁

建設大臣が施行します。

#### 公園・公社

都市基盤整備公園、地域振興整備公園、地方住宅供給公社が施行します。